消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「次項第三号、第三項第三号及び第四項第三号」を「以下この条」に改め、同条第三項中「同条第一項」を「同条第一項第二号」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「同条第一項に規定する物品」を「免税対象物品」に、「貼付け」を「貼り付け」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　令第十八条第二項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一　免税対象物品の購入者の氏名、住所又は居所及び所属又は機関

二　当該免税対象物品を譲渡する基地内輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称

三　当該運送契約を締結した年月日

四　当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額

五　当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び納税地

第六条第五項中「第十八条第二項第三号に規定する購入後」を「第十八条第二項第四号に規定する購入後」に改め、同項第二号中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第二項第四号」に改め、「次項第二号」の下に「及び第八項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　令第十八条第二項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一　免税対象物品（令第十八条第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）の購入者の氏名、住所又は居所、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日

二　当該免税対象物品の購入者の所持する旅券等の種類及び番号

三　当該免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び当該市中輸出物品販売場の所在地

四　当該運送契約を締結した年月日

五　当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額（当該免税対象物品のうちに、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第八項第四号において同じ。）

六　当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下この条から第八条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び納税地

第七条第一項中「第三号」を「第四号」に、「書類、同項第二号イ及び第四号」を「書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を含む。）、令第十八条第二項第二号イ及び第五号」に、「書類並びに」を「書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定する書類並びに」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第十八条第三項の規定により電磁的記録の提供を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に従つて保存するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

（国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等）

第七条の二　令第十八条第十項に規定する財務省令で定める書類は、同条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約に係る契約書であつて、第六条第五項各号又は第八項各号に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類とする。この場合において、当該運送契約に係る同条第五項又は第八項に規定する書類につき同条第九項の規定により当該事項の全部又は一部の記載が省略されているときは、当該事項に係る同項に規定する明細書等を当該契約書に貼り付け、かつ、当該明細書等と当該契約書との間に国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）が割印することにより、当該事項の記載を省略することができる。

2　（令第十八条第二項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、同条第十項に規定する書類を整理し、同条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存しなければならない。

第八条第一項中「第八条第三項」を「第八条第三項本文」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令第十八条第十二項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下この条から第十条の六までにおいて「氏名等」という。）、納税地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　亡失の事情及びその場所

三　当該物品に係る令第十八条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した年月日

四　当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五　当該物品に係る輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称並びに納税地及び当該輸出物品販売場の所在地

第九条第一号中「氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下この条から第十条の六までにおいて「氏名等」という。）」を「氏名等」に改め、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」及び「（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第一項第一号イ及び第二号イ中「、納税地及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改め、同号ニ中「当該」を「当該販売場が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合又は当該」に、「令第十八条の二第五項」を「同条第六項」に改め、同号ヘ中「第十八条の二第六項」を「第十八条の二第七項」に改め、同条第二項第二号ハ(1)中「係る」を「係る商店街振興組合（」に、「の定款又は」を「をいう。以下この号及び次条第四項第二号において同じ。）の定款又は事業協同組合（」に、「の定款（」を「をいう。以下この号及び次条第四項第二号において同じ。）の定款（」に、「第十八条の二第五項」を「第十八条の二第六項」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「第十八条の二第七項」に改め、同号トを同号チとし、同号ホ中「第十八条の二第五項」を「第十八条の二第六項」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該販売場が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることを証する書類